▶ 使用条件、使用料

区 分	使 用 料		
焼骨1体	10,000円		
焼骨3体以上	30,000円		
焼骨1体	20,000円		
焼骨3体以上	60,000円		
1件	10,000円		
	焼骨1体 焼骨3体以上 焼骨1体 焼骨3体以上		

- ※使用料以外に必要な費用はありません。(管理料などはかかりません。)
- ※生前予約とは、生前にご自身で合葬墓への納骨の許可を受け、亡くなった後、納骨の許可を受け た際に届け出していた主宰者(近親者など)に納骨してもらうものです。

▶ 使用時に同意が必要な範囲

区 分		同意を要する範囲
埋蔵者に配偶者がいる場合	子どもがいる	埋蔵者の配偶者および埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の配偶者
埋蔵者に配偶者がいない場合	子どもがいる	埋蔵者の子全員
	子どもがいない	埋蔵者の父母および埋蔵者の兄弟姉妹全員

▶ 申請に必要な書類

(1) 焼骨および改葬焼骨の埋蔵を希望する場合

- ・死体火葬許可証または改葬許可証
- · 合葬墓使用許可申請書
- · 合葬墓埋蔵同意書兼承諾書

(2) 生前予約を希望する場合

- · 合葬墓使用許可申請書
- · 合葬墓埋蔵同意書兼承諾書
- · 合葬墓埋蔵主宰者選定(変更)届

※必要に応じて、同意書の範囲を確認する場合など戸籍証明や住民票の提出を求める場合があります。

▶ 納骨の方法など

- ・埋葬できる期間は、4月から11月までの積雪のない期間で役場開庁日の9時から16時まで です。
- ・埋葬は使用者の手により焼骨を骨箱・骨壺から取り出して合葬墓の投入口から行います。
- ・焼骨以外の副葬品などを納めることはできません。
- ・一度、埋葬された焼骨を改葬することはできません。
- ・町で焼骨を預かることはできません。

▶ 使用上の注意

- ・合葬墓に納骨する際は、骨壺や骨箱から焼骨を取りだして納骨するため、一度納骨した焼骨は 取り出すことはできません。ご家族、親族の方々と十分話し合いをして皆さんが同意したうえ で利用してください。
- ・合葬墓は一つのお墓に宗教や血縁など関わらず、複数の人のお骨を一緒に納める合葬式のお墓 であるため、町で祭事などは行いません。なお、使用者個人が祭事を行うことはできます。
- ・供物などは必ずお持ち帰りください。

問住民生活課環境衛生係

☎84 - 2121 (内線 225)

e-mail: kankyo@town.oumu.hokkaido.jp



雄武 町合葬墓 お墓とは異なり などが増えて したもので 人単位で建立する従来ので、定められた区画を使えている背景を受け整備えている つのお墓に多

「雄は 武昨 町合葬墓」: 年、雄武町:

「葬墓」を整備し 雄武町墓地敷地

ことがございましたら、電話やメー不明な点や事前に確認しておきたいから事前相談を受け付けています。なお、町では、4月供用開始の前 します 留意事項などにつ どについてお、使用開始とな

知らせしま るこの合葬墓について、使用今月号では、4月に供用開

概要

埋葬予定数 雄武墓地 **造** 雄武墓地 **以 供用開始** 令和2年1月 000体 566番地



広報おうむ